

総社市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第14号

総社市介護保険条例の一部を改正する条例

総社市介護保険条例（平成17年総社市条例第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（保険料率）</p> <p>第2条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>32,400円</u></p> <p>（2）令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>45,300円</u></p> <p>（3）令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>48,600円</u></p> <p>（4）令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 <u>58,300円</u></p> <p>（5）令第39条第1項第5号に掲げる者 年額 <u>64,800円</u></p> <p>（6）令第39条第1項第6号に掲げる者 年額 <u>77,700円</u></p> <p>（7）令第39条第1項第7号に掲げる者 年額 <u>84,200円</u></p> <p>（8）令第39条第1項第8号に掲げる者 年額 <u>97,200円</u></p> <p>（9）令第39条第1項第9号に掲げる者 年額 <u>110,100円</u></p> <p>（10）令第39条第1項第10号に掲げる者 年額 <u>123,100円</u></p> <p>2 <u>平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第6号イの規定による合計所得金額は、120万円とする。</u></p> <p>3 <u>平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第7号イの規定による合計所得金額は、200万円とする。</u></p>	<p>（保険料率）</p> <p>第2条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>31,200円</u></p> <p>（2）令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>43,600円</u></p> <p>（3）令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>46,800円</u></p> <p>（4）令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 <u>56,100円</u></p> <p>（5）令第39条第1項第5号に掲げる者 年額 <u>62,400円</u></p> <p>（6）令第39条第1項第6号に掲げる者 年額 <u>74,800円</u></p> <p>（7）令第39条第1項第7号に掲げる者 年額 <u>81,100円</u></p> <p>（8）令第39条第1項第8号に掲げる者 年額 <u>93,600円</u></p> <p>（9）令第39条第1項第9号に掲げる者 年額 <u>106,000円</u></p> <p>（10）令第39条第1項第10号に掲げる者 年額 <u>118,500円</u></p> <p>2 <u>平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第6号イの規定による合計所得金額は、120万円とする。</u></p> <p>3 <u>平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第7号イの規定による合計所得金額は、190万円とする。</u></p>

<p>4 <u>平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第8号イの規定による合計所得金額は、300万円とする。</u></p> <p>5 <u>平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第9号イの規定による合計所得金額は、450万円とする。</u></p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29、200円とする。</u></p> <p>第17条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>4 <u>平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第8号イの規定による合計所得金額は、290万円とする。</u></p> <p>5 <u>平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第9号イの規定による合計所得金額は、450万円とする。</u></p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28、100円とする。</u></p> <p>第17条 被保険者、<u>第1号被保険者の</u>配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。